から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値（二輪の自転車であつて牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものを走行させることとなる場合にあつては、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を三分の十四で除したものを三から減じた数値）

［ハ・ニ　略］

二　［略］

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準）

第一条の四　法第二条第一項第十一号の三の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

［イ・ロ　略］

ハ　高さ　百二十センチメートル（くつドサポートを除いた部分の高さ）

二　［略］

2　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車椅子を用いることができない者が用いる車椅子で、その大きさの車椅子を用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止）

2　国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（平成二十六年内閣府令第三十八号）は、廃止する。

から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値

［ハ・ニ　同上］

二　［同上］

（原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準）

第一条の四　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　高さ　百九センチメートル

二　［同上］

2　前項第一号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

告　　示

○国家公安委員会告示第六十二号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の六第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年十月十二日付けをもって次のとおり安全器材等の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

型式認定番号	安全器材等の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　F17－1	昼・夜間兼用停止表示板 EM－361	ニューレイトン株式会社 東京都江戸川区南篠崎町4－14－11

○国家公安委員会告示第六十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年十月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応してそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第2章　歩行者の心得 歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。	**第2章**　歩行者の心得 ［同左］
第1節　歩行者と同じ交通規則となる人 次の人の交通規則は、歩行者と同じです。 1　身体障害者用の車椅子を通行させている人 原動機を用いる車椅子が身体障害者用の車椅子とされるための基準は、次のとおりです。TSマークの付いた車椅子は、これらの基準を満たしています。 (1)　原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さはヘッドサポートを除いた部分の高さが120センチメートルをそれぞれ超えないこと。 (2)　原動機として、電動機を用いること。 (3)　時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。 (4)　鋭い突出部のないこと。	**第1節**　歩行者と同じ交通規則となる人 ［同左］ 1　身体障害者用の車いす、歩行補助車、ショッピング・カートや乳母車、三輪車などの小児用の車を通行させている人 原動機を用いる車いすが身体障害者用の車いすとされるための基準は、次のとおりです。TSマークの付いた車いすは、これらの基準を満たしています。 (1)　原則として、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、高さは109センチメートルをそれぞれ超えないこと。 (2)　原動機として、電動機を用いること。 (3)　時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。